

**平成 31・32 年度競争参加資格審査の申請に伴い同意が必要な不正行為等防止約款**

（総則）

第 1 条 東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）及び競争参加資格審査を申請する者（以下「申請者」という。）は、日本国の法令を遵守し、入札・契約手続に係る不正行為等を防止するため、この約款に定める事項について、誠実にこれを履行しなければならない。

2 申請者は、この約款を遵守することを誓約したうえで、NEXCO 東日本に競争参加資格審査を申請しなければならない。

（不正行為等の禁止）

第 2 条 申請者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項において同じ。）は、次の各号に掲げる行為を一切行わないものとする。

- 一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する競売入札妨害若しくは同条第 2 項に規定する談合又は同法第 198 条に規定する贈賄
  - 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に規定する私的独占及び不当な取引制限
  - 三 前 2 号に掲げる行為を行う目的で、NEXCO 東日本の役員又は使用人と接触すること
  - 四 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること
  - 五 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げること
  - 六 監督又は検査の実施に当たり NEXCO 東日本の使用人の職務の執行を妨げること
  - 七 正当な理由がなくて契約を履行しないこと
  - 八 NEXCO 東日本に提出する書類に虚偽の記載をすること
  - 九 その他 NEXCO 東日本に著しい損害を与えること
  - 十 前各号に該当する個人又は法人（その役員又は使用人を含む。）を、その該当する事実のあった日から 2 年以内に、NEXCO 東日本との契約において使用すること
  - 十一 前各号に掲げる場合のほか、法令又は NEXCO 東日本の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる行為
- 2 申請者は、前項に規定する不正行為等がある事実を知ったときは、速やかに NEXCO 東日本に届け出るものとする。
- 3 NEXCO 東日本の役員又は使用人は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第 2 条第 5 項に規定する入札談合等関与行為を一切行わないものとする。

（不正行為等に対する措置）

第 3 条 NEXCO 東日本は、申請者が前条第 1 項又は第 2 項に違反したと認める場合は、NEXCO 東日本が定める諸規程等に基づき競争参加資格停止又は競争参加資格取消の措置を行うものとする。

2 NEXCO 東日本は、申請者が前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に違反したと認める場合は、申請者と締結する工事の請負契約書に基づき、違約金の請求を行うものとする。

3 NEXCO 東日本は、前条第 3 項に違反したのとして、公正取引委員会から入札談合等関与行為防止法第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づく求めがあったときは、同法に基づき調査等必要な措置を行うものとする。

（情報の公表）

第 4 条 NEXCO 東日本は、入札手続の透明性を確保するため、入札状況等必要な情報を適切な時期に適切な方法で公表するものとする。

（調査等への協力等）

第 5 条 申請者は、第 2 条に規定する不正行為等の疑いがあると NEXCO 東日本が認めるときは、NEXCO 東日本の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力するものとする。

（紛争の解決）

第 6 条 この約款に関し NEXCO 東日本と申請者との間に紛争が生じ、NEXCO 東日本と申請者との間で協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとする。

（有効期間）

第 7 条 この約款の有効期間は、競争参加資格審査を申請した日から、NEXCO 東日本から認定されている競争参加資格の有効期限までとする。